令和５年度

退職互助部支部総会資料

目　　次

Ⅰ	令和５年度退職互助部予算概要	Ｐ１
２	各種見直しについて（医療補助金、指定旅館利用補助）	Ｐ２
３	医療補助金について	Ｐ３
４	事務局からのお願い	Ｐ３

一般財団法人　長崎県教職員互助組合

Ⅰ．令和５年度退職互助部予算概要

■退職互助部組合員数

（令和５年３月末現在）

○退職互助部組合員数
（令和5年3月末現在）

・現職組合員	8,247人
・現職加入配偶者	2,146人
合計	10,393人
・退職組合員	10,857人
・退職加入配偶者	4,874人
合計	15,731人

■退職互助部経理予算

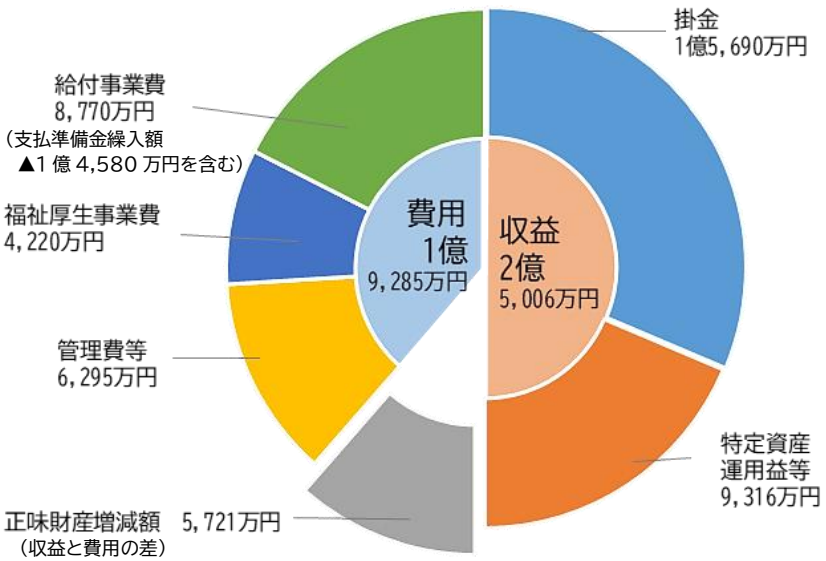

■収入の部

掛金収入は、退職互助部への加入率の低下や教職員の採用数の減少等により、前年度比820万円減の1億5,690万円と厳しい状況が続いています。有価証券の資産運用による運用利息等収入は、340万円増の9,316万円を見込んでいます。

（単位：万円）

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
掛金収入	1億5,690	1億6,510	▲ 820	現職組合員による掛金収入
運用･利息収入等	9,316	8,976	340	有価証券の運用収入、定期預金利息収入等
合計	2億5,006	2億5,486	▲480	

■ 支出の部

新型コロナウィルスの影響が長引く中、徐々にこれまでの生活に戻りつつあることから、前年度比1,365万円増の3億3,865万円の支出を見込んでいます。また、「暮らしとお金の相談窓口」の新設や「指定旅館利用補助券Web発行システム」の導入により組合員の利便性向上に努めます。

（単位：万円）

科目		予算額	前年度予算額	増減	備考
給付事業費		**8,770**	1億4,520	**▲ 5,750**	
	医療補助金	1億8,730	1億8,060	670	保険診療による医療費の一部を補助
	積立返戻金	3,490	2,960	530	現職組合員の死亡及び、45歳未満退職等に伴う給付
	退会一時金	20	30	▲ 10	
	弔慰金	250	270	▲ 20	
	長寿祝金	860	760	100	喜寿･米寿･白寿のとき一律1万円を給付
	支払準備金繰入額	▲1億4,580	▲7,560	▲ 7,020	収入の部に計上していた「引当金取崩額」を令和5年度から支出の部の「支払準備金繰入額」にマイナス計上
福祉厚生事業費		**4,220**	4,200	**20**	
	宿泊補助	600	510	90	1泊2,000円×3泊
	支部厚生費	760	740	20	16支部
	予防保険	900	1,100	▲ 200	検（健）診･ドック補助
	リフレッシュ活動費	1,530	1,440	90	現職者向け給付事業
	セカンドライフサポート事業	100	90	10	ランチセミナーに加えて、相談窓口を新設
	福祉給付金	270	260	10	
	ふるさと便り	60	60	0	福岡を除く県外の組合員を対象
広報啓発費		**110**	300	**▲ 190**	互助だより印刷代、図書カードなど
管理経費等		**6,185**	5,920	**265**	
合計		**1億9,285**	2億4,940	**▲ 5,655**	
◆ 支払い準備金繰入額を除いた場合					
合計		3億3,865	3億2,500	1,365	

２．各種見直しについて

（１）医療補助金の改正について

令和４年１０月１日から、後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについては窓口負担割合が１割から２割に変更になり、医療補助金事業の支出が大幅に増加することが予想されることから、退職互助部の安定的な事業継続のため、以下の通り見直しを行っています。

【令和４年９月受診分まで】

年代	基礎額	控除額	給付率
区別なし	医療機関別、入院・外来別に １か月分の医療費を合算した額	1,500 円	60%

【令和４年１０月受診分以降】

年代	基礎額（※外来は調剤含む）	控除額	給付率	受診月での給付限度額
70 歳未満	入院、外来別に１か月分合算した医療費	3,000 円	50%	各々 15,000 円
70 歳以上	入院、外来全てを１か月分合算した医療費	6,000 円	50%	20,000 円

領収額や受診した医療機関に関係なく、ひと月分の医療費を合計できるようになります。

令和５年３月に退職互助部ハンドブックを送付していますので、必ずご確認ください。

（２）指定旅館利用補助申請書様式の変更及びシステム導入について

指定旅館利用補助券の利便性向上を目的に、申請書様式を変更するとともに、指定旅館利用補助券発行 Web システムを導入しました。

宿泊日当日であってもご自身で補助券発行することができ、キャンセルや日付の変更もできます。

なお、これまで利用してきた利用補助券申請書でも申請可能です。

利用方法は退職互助部ハンドブックに掲載していますので、ご確認ください。

３．医療補助金について（医療費のお知らせによる請求のお願い）

（１）医療費のお知らせ（医療費通知）での請求が楽チン♪

令和４年１０月以降に受診した医療補助金請求は、医療機関毎に区別する必要がなく、１，６７０円以上などの制限がないため、領収証を利用して請求する場合、大量の領収証を添付する必要がありますが、医療費のお知らせで請求すると・・・

楽チンポイント①　年月別の領収金額を記入する必要がありません。

➡　領収書での請求の場合は、領収金額を年月別、入院・外来別に医療補助金請求書に記入しなければなりません。

楽チンポイント②　医療補助金請求書が１枚で済みます。

➡　領収金額を記入する必要がないため、医療費のお知らせを複数枚添付しても医療補助金請求書は１枚で OK

楽チンポイント③　添付書類が少ないため郵送を安価に済ませることができます。

➡　医療補助金請求書と、医療費のお知らせ１～２枚で、複数月分の請求ができ郵送代も８４円（長３封筒 25ｇ以内）と節約できます。

(Web 申請システムを利用すれば、郵送代もかからないうえ、概算の給付額もわかります。)

※　領収証を大量に添付して請求しても、給付額に達していない場合は郵送代が無駄になりますので十分ご注意ください。

４．事務局からのお願い

（１）住所、電話番号の変更時

現在、約３００名の組合員の方が、連絡先が分からずに『所在不明者』として登録されています。ご住所、電話番号の変更時は必ず互助組合にご連絡いただきますようお願いいたします。

※所在不明者は一部事業の対象から外されます。

○　互助だよりは郵便ではなく運送会社のメール便を利用するため**転送されません。**
必ず住所変更は届け出ていただきますようお願いいたします。

（２）その他　給付金口座の変更、医療保険の変更、身体障害者手帳の交付を受けた時など

送金先不明等により送金できなかった場合であっても送金手数料が必要となり、無駄な経費が発生します。年金の送金先とは異なりますので、年金の送金先を変更しても互助組合の給付金口座は変更となりません。

「組合員台帳記載事項変更届」の提出をお願いいたします。